

副

開発行為許可通知書

都市計画法第29条第 項の規定による、開発行為の許可をしたので通知します。
ただし、下記の条件をつけます。

許可番号(イ 第 号)
許可年月日 年 月 日

市 丁目
郡 町

様

福井市長

印

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	福井市
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 工事着手予定年月日	年 月 日
	6 工事完了予定年月日	年 月 日
	7 自己居住用、自己業務用、その他のものの別	自己居住用・自己業務用・その他のもの
	8 法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 その他必要な事項	市街化区域(用途地域：) 市街化調整区域 嶺北北部都市計画区域() 土地区画整理事業() 関係法令の手續状況()
許可の条件(裏面に記載)		

備考 1. 印のある欄は記載しないこと。

2. この通知書は大切に保管してください。

3. この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に都市計画法第50条第1項の規定により福井市開発審査会に対して審査請求をすることができます(なお、60日以内であっても、この処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。この場合には、審査請求に対する判決のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、福井市を被告として(訴訟において福井市を代表する者は、福井市長となります。)提起しなければなりません。(なお、6月以内であっても、この判決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から起算して3月を経過しても判決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手續の続行により生ずる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき。

(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。